

答申第 68 号

「道路使用許可申請書の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」  
についての答申

栃木県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が「平成26年2月2日の12時から15時頃の間における、栃木県宇都宮市江野町5-9近辺における、道路使用許可証」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して行った部分開示決定のうち、添付資料（ビラ）（以下「本件ビラ」という。）を非開示としたことは妥当ではなく、これを開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、平成26年2月4日付けで栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件請求を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、「道路使用許可申請書（添付資料を含む）（以下「本件公文書」という。）」を特定するとともに、本件公文書の中に条例第7条第2号及び第6号に該当する非開示情報があるとして、平成26年2月13日付けで条例第11条第1項の規定に基づき、部分開示決定を行った。
- (3) 審査請求人から平成26年2月24日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、栃木県公安委員会に対し審査請求書が提出された。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

実施機関が、本件公文書について非開示とした部分のうち、本件ビラに係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件ビラは、不特定多数人にすでに広く頒布されていることからすれば、「非公知性」を欠いている。そのため、たとえ本件ビラが公開されたとしても、本件ビラに記載された個人情報の主体の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

また、本件ビラと実際に配布されたビラが同一である場合には、本件ビラに記載されている個人情報（脱会相談先として記載されている連絡先等）の主体は、むしろ当該個人情報が広く知れ渡ることを望んでいることが窺われるため、公開されても「権利利益を害するおそれ」がないことは明らかである。

- (2) ビラは、不特定多数人に対して頒布されているため、すでに記載内容に関する情報が広く世間に流通しており、もはや当該個人情報の流通範囲が一定範囲内に限定されているとはいえず、「流通の範囲を当該個人の支配下におくべき情報」には当たらない。

まして、本件ビラと実際に配布されたビラが同一である場合には、当該個人情報の主体自身が広範囲の情報流通を望んでいることが窺われるため、「流通の範囲を当該個人の支配下におくべき情報」に該当しないことは明らかである。

- (3) 実施機関は、本件ビラに記載されている情報が条例第7条第2号に該当すること

を非開示の根拠としているが、上記のとおり、これを公開しても当該個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえず、同号に該当しないことは明らかである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 条例第7条第2号該当性について

本件ビラに記載された情報は、特定の個人の思想、信条、信仰に関わる主張、信念であり、思想、心情、信仰に関わる個人に関する情報は、個人のプライバシーに当たり、個人の人格権にかかわるものであって、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当する。

本件公文書は、個人名で道路使用許可申請されたものであり、仮に当該道路使用許可の申請者（以下「申請者」という。）が他者からの依頼を受けて申請したとしても、実施機関において把握できるはずもなく、申請者が道路において本件ビラを配布するという目的を持って自己の意思で申請したものと見なした。

よって、本件ビラに記載された情報は、申請者本人の思想、心情、信仰に関わる情報であり、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第2号に該当すると判断した。

##### 2 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号ただし書のうちロ及びハに該当しないことは明らかなので、「イ法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に当たるかについて検討した。

これについては、仮に本件ビラと同じ物が公開されていたとしても、申請者の個人情報として公開されたものと判断することはできないことから、ただし書イの「公開されている個人情報」には当たらないと判断した。

##### 3 結論

条例第3条後段に掲げられた「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない」趣旨を尊重するとともに、上記のとおり、本件ビラに記載された情報は、申請者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示決定したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈、運用されなければ

ならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、道路上における、ビラの手渡し、拡声器による広報のため、宇都宮中央警察署に提出された道路使用許可申請書及びその添付資料である。

## 3 具体的な判断

実施機関は、審査請求人が開示を求めている本件ビラについて、条例第7条第2号に該当するとして非開示としているので、以下、本件ビラの同号該当性について検討する。

### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する「イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、又は「ハ 当該個人が公務員等である場合におけるその職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当する情報」を除き、これを非開示とする旨規定している。

### (2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件ビラは、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当するが、ただし書のいずれにも該当しないため非開示としたと主張しているので、以下、この点について検討する。

当審査会で本件公文書を見分したところ、本件ビラには、特定の個人のメールアドレス、携帯電話番号等の連絡先とともに特定の団体に対する考え、すなわち思想、信条等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を侵害する情報に当たり、条例第7条第2号本文に該当するものと認められる。

しかし、ビラという形態をとっている以上、不特定多数人に配布する意図をもって作成したことは明らかである。実施機関は、本件公文書への添付をもって申請者の個人情報として公開されたものとは判断できないとしているが、申請者は、不特定多数人に配布する意図をもって本件ビラを添付したと考えるのが自然であることから、本件ビラは、同号ただし書イの「公開することが予定されている情報」に当たり、開示

することが妥当である。また、本件ビラの作成者が申請者と同一でない場合には、当該作成者にとっての個人に関する情報の扱いが問題となるが、上記と同じ理由で非開示情報とは認められない。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第6 審査会の処理経過**

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年4月10日	・ 諮問書の受理
平成26年5月21日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の受理
平成27年2月 5日 (第247回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成27年3月13日 (第248回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成27年4月21日 (第249回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	会長職務代理者
佐 藤 佳 正	栃木県商工会議所連合会専務理事	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
平 山 真 理	白鷗大学准教授	